

## 監事の指名について

雄武町地域公共交通活性化協議会監事を下記のとおり指名したいので、雄武町地域公共交通活性化協議会財務規程第9条第1項の規定により提案します。

令和6年11月6日提出

雄武町地域公共交通活性化協議会  
会長（副町長）新谷 朋 人

## 記

## 1 監事に指名する委員

NPO法人 雄武町観光協会事務局長代理 菊地 幸 人

## 提案理由

宮川 斎 監事が令和6年8月15日をもって解嘱されたことに伴い、新たな監事を指名しようとするものであります。

## 【参考】

雄武町地域公共交通活性化協議会財務規程（抄）

（監事）

- 第9条 協議会に監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 2 監事は、協議会の会計、出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。
  - 3 監事は、会長と兼ねることはできない。